

令和4年3月30日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市簡易水道事業審議会
会長 荒 井 康 裕

相模原市簡易水道事業の経営のあり方について（令和3年度審議分）
（答申）

令和2年11月26日付けFNo.6・8・2をもって諮問のありました
標記の件について、別紙のとおり答申します。

以 上

はじめに

相模原市簡易水道事業審議会では、令和2年11月に市長から「相模原市簡易水道事業の経営のあり方」について諮問を受けた。

本審議会では、簡易水道事業が取組むべき方策が多岐に渡ることから、令和2年度及び令和3年度の2か年に分けて段階的に答申を行うこととし、令和2年度においては、「現状」、「将来」及び「緊急」という観点から、優先順位が高く早期に取組むべき方策と今後に継続的・段階的に取組むべき方策とを選別し、早期に取組むべき方策として選定した「アセットマネジメントの推進」、「経営戦略の策定」、「相模原市地域水道ビジョンの中間見直し」及び「施設耐震化計画の策定」を令和2年度分の審議事項として、令和3年7月に市長に対して答申した。

令和3年度においては、今後に継続的・段階的に取組むべき方策として選定した「広域化の段階的取組」、「維持管理体制の強化」及び「業務継続計画の改訂」を審議事項として、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

1 答申事項

(1) 取組むべき方策の具体的内容・手段について

ア 広域化の段階的取組

(ア) 県央地域における広域連携

安全で良質な水を将来にわたり安定して供給するため、近隣水道事業者との広域連携を段階的に進めながら、簡易水道事業の維持管理水準の向上を図ることが重要である。

そのためには、中山間地域に水道施設が点在する地域特性や、地域における水道事業に関するこれまでの経緯なども考慮した上で、「県央地域における水道事業の広域化等に関する検討会（以下「検討会」という。）」を活用し、業務の共同化等、広域化に向けた検討を進めることが妥当である。

(イ) 共同化業務の検討

近隣水道事業者との業務の共同化を行うことで、効率性やサービス水準の向上が図れることから、まず、現在実施している各業務内容を分析し、相模原市が主体的に取組むべき業務と、近隣水道事業者と共同化が可能な業務とに分類した上で、共同化が可能なところから具体

化の検討を行うことが妥当である。

(ウ) 近隣水道事業者との連携による技術力向上の検討

近隣水道事業者においては、施設や管路の維持管理や水道施設台帳の活用など、既に先行して取り組んでいる事例があることから、こうした技術提供を受けることは相模原市の簡易水道事業において効果的だと考えられる。

検討会等で培われた近隣水道事業者との情報交換体制を維持しながら、維持管理に関する技術やノウハウ等について、意見交換等を通して学習し、技術力の向上を図ることが望ましい。

イ 維持管理体制の強化

(ア) 民間企業との連携

民間企業の技術やノウハウ等を活用することで、維持管理業務を効率化し、市民サービスを向上させることが期待できるとともに、費用削減を図ることが可能であることから、水道施設の維持管理に携わる民間企業等と連携し、将来的な包括委託による運営も視野に入れ、段階的に委託化を進めることが妥当である。

なお、委託化を進めるにあたっては、委託業務を監理・監督できる人材の育成など、内部で技術力を維持できる体制づくりも併せて進めることが必要である。

(イ) 水道施設台帳の活用

水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載する水道施設台帳は、適切な維持管理を行う上で必要であるとともに、災害時等の危機管理体制の強化や広域化を進める際の基礎情報として活用することが期待できる。

水道施設台帳について、整備・更新を行いながら、予防保全型の管理に活用していくことが必要である。

(ウ) 技術職員の育成・確保

簡易水道事業は、市民生活や社会経済活動の根幹を支えるものであり、民間企業との連携を進めるにあたっては、水道技術・専門知識・

経験等を十分に備えた市職員の存在は必要不可欠である。

水道技術管理者を中心とした適切な組織体制を維持するため、5年以上の実務経験を有する技術職員について、2名以上を担当課に配置するとともに、維持管理マニュアルや研修計画を作成することで、技術職員の専門性の向上を図ることが望ましい。

ウ 業務継続計画の改訂

(ア) 水道版ハザードマップの作成

令和元年度まで実施された統合整備事業による水道施設の増加や近年多発している風水害による土砂災害を踏まえ、平成29年3月に策定された「水道業務継続計画(地震編)」について、風水害による土砂災害を想定した改訂が求められる。

災害時においても水道供給の確保を図るため、公表されている土砂災害ハザードマップに水道施設を落とし込み位置関係を図面化することで「簡易水道ハザードマップ」を作成し、被災時の対応方法の検討や非常時対応の強化に繋げることが妥当である。

(イ) 水道版タイムラインの作成

台風等の風水害は、いつ起こるか分からない地震とは異なり、台風が発生してから被害が生じるまでには時間的な猶予があり、先を見越した対応により被害を最小限にとどめることができる。

近年、気候変動等の影響で、日本全国において風水害が頻発・激甚化していることから、発災を前提に、想定される簡易水道事業の被害状況を関係者が予め共有した上で、「いつ」、「だれが」、「何をするか」に着目し、防災行動とその実施主体を時系列で整理した「簡易水道タイムライン(防災行動計画)」を作成することが妥当である。

2 審議経過

開催日		審議内容
第1回	令和2年 7月 9日	・会長の選出について ・相模原市簡易水道事業審議会について ・簡易水道事業の概要について
第2回	令和2年10月15日	・現地視察 ・水道に関するアンケートの概要について
第3回	令和2年12月22日	・簡易水道事業の取組方策の現状及び今後の対応(案)について
第4回	令和3年 3月29日	・簡易水道事業の取組方策の具体的内容・手段(案)について ・答申書のイメージについて
第5回	令和3年 6月 7日	・答申書(案)について
第6回	令和3年10月28日	・簡易水道事業の取組方策の現状及び今後の対応(案)について ・令和2年度 簡易水道事業会計決算の概要について
第7回	令和4年 1月25日	・簡易水道事業の取組方策の方向性について ・令和3年度審議分答申書の概要
第8回	令和4年 3月16日	・答申書(令和3年度審議分)(案)について ・令和2年度答申事項の進捗状況について

3 審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属・役職等
(会長) 荒井 康裕	東京都立大学都市環境学部 准教授
(副会長) 松原 沙織	東海大学政治経済学部 教授
渡邊 素広	神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課 副課長
笹原 俊一	公益社団法人日本水道協会調査部調査課 労働係長
関戸 正文	相模原市青根水道委員会 委員
丸山 博司	相模原市藤野地区自治会連合会 監事
鈴木 諒太	公募委員